

こどもまんなか 公園まちづくり事業



独立行政法人 都市再生機構

本社 都市再生部事業管理課
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1
横浜アイランドタワー 5 階～16階、19階（受付：5階）
TEL 045-650-0111
<https://www.ur-net.go.jp/>



「こどもまんなかまちづくり」とは

「こどもまんなかまちづくり」とは、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する施策です。こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などを推進します。

「こども基本法」と「こども計画」

令和5年4月、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法が施行されました。国はこの法律に基づく「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。都道府県や市町村は、こども大綱を勘案して「こども計画（こども施策に関する計画）」を定めるよう努めるものとされています。なお、国及び地方公共団体はこども施策の策定や実施等に当たり、こどもや子育て当事者等の意見を反映する措置を講じる必要があります。

「こどもまんなかまちづくり」の加速化

こども施策に関する重要事項の一つである「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」の取組として、「こどもまんなかまちづくり」が位置付けられています。

こども大綱

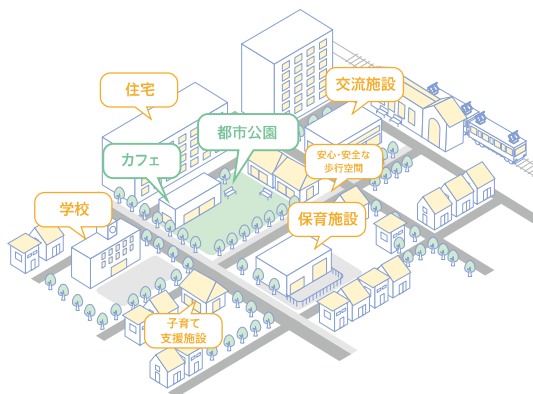
第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。



「こどもまんなかまちづくり」のイメージ

「こども」とは

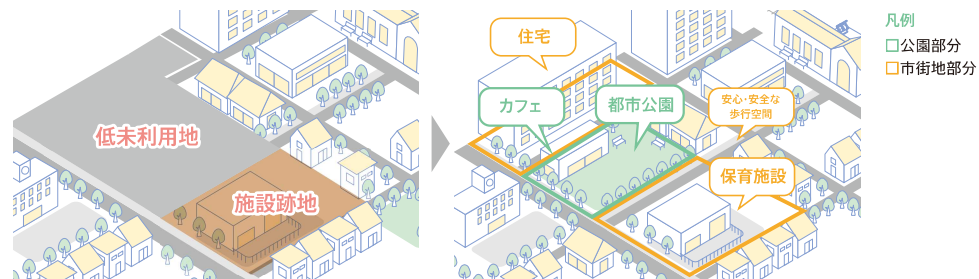
こども基本法(第2条:定義)では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」としています。

UR都市機構が推進する「こどもまんなか公園まちづくり事業」

地方公共団体からの要請に基づき、UR都市機構が住まいに身近な遊び場となる都市公園の整備と市街地の整備改善を一体的に行うことにより、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化します。

事業イメージ

こどもや子育て世帯の居住環境の改善に向けた取組が行われるエリアにおいて、低未利用地や施設跡地を活用し、こどもの遊び場や、親同士の交流の場となる都市公園の整備と、市街地整備によるこども・子育て支援施設や子育て世帯向けの住宅の誘致などを一体的に実施します。



こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する公園整備のイメージ



遊具広場に隣接するカフェ



トランポリン遊具と屋根付き広場



水遊びができる水盤のある芝生広場

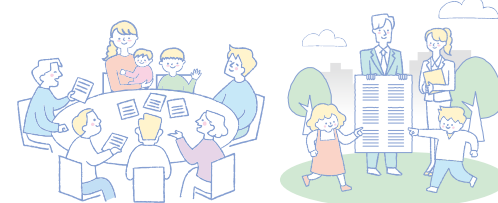
公園計画の策定支援

UR都市機構は、地方公共団体のまちづくりビジョン等を踏まえた公園の方針を検討し、ワークショップ等により、こどもや子育て当事者の意見を反映した公園計画の策定を支援します。

公園計画策定の流れ

- I まちづくりの現状・課題の把握、分析
- II まちづくりビジョンを踏まえた公園の方針検討
- III こどもや子育て当事者の意見反映
- IV 公園計画の策定

こどもや子育て当事者の意見反映イメージ



親子参加のワークショップ

暫定利用を通じたこどもの意見聴取

「こどもまんなか公園まちづくり事業」の要件等

対象事業内容

- (1) 施設の整備(都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設(ただし、運動施設を除く))
- (2) 用地取得(公園用地の取得が必要な場合)
- (3) ワークショップ等を活用したこどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定等

都市要件

以下の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす都市が対象

- (1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市(こども計画については策定が確実に見込まれる場合も含む)
- (2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市
- (3) i からiiiのいずれかの都市における既成市街地に所在するものであること

i 四大都市圏

ii 人口50万人以上の大都市

iii 地域社会の中心となる都市

都市公園等整備水準要件

都市公園の新設(既存の都市公園の拡張整備を含む)を伴う事業においては、以下の(1)又は(2)の要件を満たすこと

- (1) 一の市町村の区域内における以下の i からiiiまでの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満

i 都市公園

ii 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

iii 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

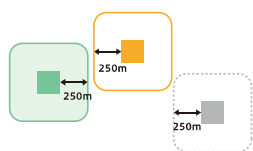
- (2) 同市町村のDID地域内における上記(1)の i からiiiまでの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満

地域要件

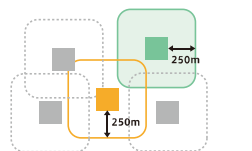
以下に掲げる(1)又は(2)の要件を満たす地域

- (1) 地方公共団体において住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を図る公営住宅等の公的賃貸住宅の周辺地域、又は子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整理する観点から設定された空き家の活用を促す区域
- (2) 都市公園の利用圏等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域
本事業(新設又は再整備)を実施する都市公園から250mの範囲内の過半が、既存の都市公園(ただし、遊戯施設の存在しない都市公園は除く)から250mの範囲に含まれないこと

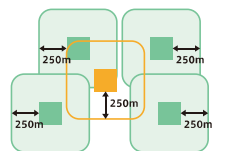
地域要件を満たすケース①



地域要件を満たすケース②



地域要件を満たさないケース



凡例 ■ 事業対象公園 ■ 既存の都市公園(遊戯施設あり) ■ 既存の都市公園(遊戯施設なし)

総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円 × 計画年数以上であるもの

都市公園と一体的に推進する市街地整備

市街地整備の対象事業等

「こどもまんなか公園まちづくり事業」では、都市公園の整備と一体的に市街地の面的整備事業を行います。

対象となる面的整備事業は、独立行政法人都市再生機構法等において定められている以下の事業等です。

● 既成市街地において行う建築物の敷地整備

おおむね0.1ha以上(ただし、当該建築物の敷地の整備及びこれとあわせて行う特定公共施設の整備により居住環境の向上又は都市機能の更新が図られる地区がおおむね0.5ha以上となるものに限る)

● 土地区画整理事業

土地区画整理法第3条の2第1項(機構施行) 1.0ha以上

● 市街地再開発事業

第1種市街地再開発事業 0.1ha以上 第2種市街地再開発事業 0.5ha以上

● 防災街区整備事業 0.1ha以上

● 宅地の造成

大都市地域内の都心の地域、多極分散型国土形成促進法第22条第1項に規定する業務核都市およびその周辺において、おおむね5ha以上。その他においては、おおむね50ha以上の宅地の造成

根拠法令：都市再生機構に関する省令及び都市再生機構業務方法書

● 都心共同住宅供給事業

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の都心共同住宅供給事業として行われる100戸以上の賃貸住宅の建設

● 被災市街地復興事業

被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業または住宅被災市町村の区域内において行われる100戸以上の賃貸住宅建設

根拠法令：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、被災市街地復興特別措置法

市街地整備の事例

UR都市機構では、「防災公園街区整備事業」により都市公園と一体的に様々な市街地整備を進めています。「こどもまんなか公園まちづくり事業」においても、都市公園と一体的な市街地整備により、子育て支援機能の導入、子育て世帯の居住環境の向上など地域課題の解決を図ることができま。

■ 桃井原っぱ公園(東京都杉並区)



高齢者・子育て支援施設の誘致

工場跡地に整備した防災公園に隣接する市街地部分に、地域に不足する高齢者福祉施設と保育園を誘致し、更にファミリー向け集合住宅を誘致して少子高齢化に対応しました。園庭の狭い保育園や高齢者福祉施設は、防災公園を散歩や運動の場としてフル活用しています。



高齢者福祉施設(介護老人保健施設)



保育園



保育園の園外保育で防災公園を活用



ファミリー向け集合住宅

■ 岩倉公園(大阪府茨木市)



大学内のカフェ

■ 安満遺跡公園(大阪府高槻市)



認定こども園と子ども保険センター

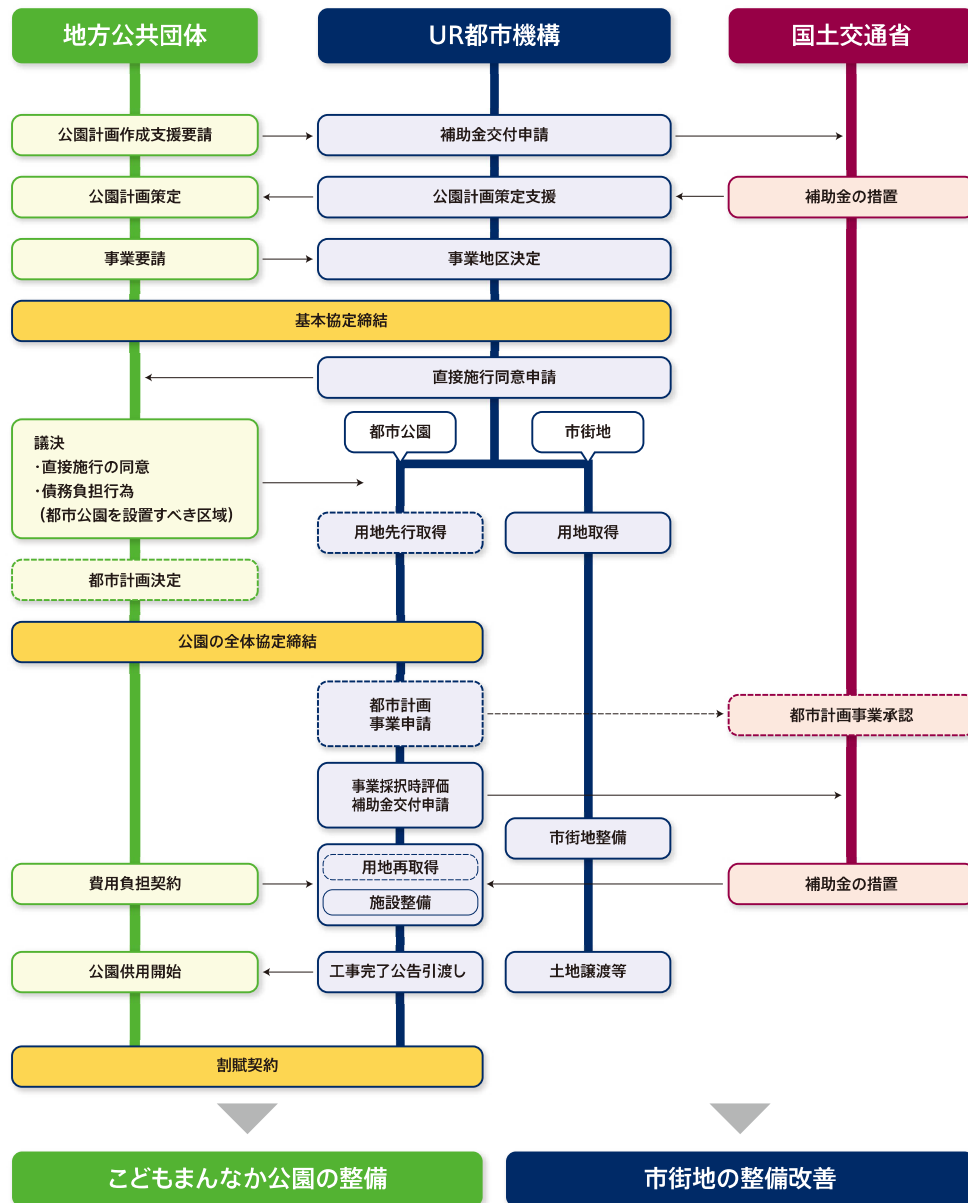
■ 西ヶ原みんなの公園(東京都北区)



民間賃貸住宅

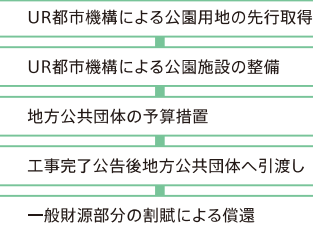
「こどもまんなか公園まちづくり事業」の基本的な流れ

地方公共団体がUR都市機構に要請を行い、公園計画の策定を支援します。計画策定後、UR都市機構が事業地区の決定を行い、必要な用地を取得し、公園施設の整備後に引き渡しを行うことで、地方公共団体の「こどもまんなかまちづくり」を支援します。



地方公共団体の資金計画等のメリット

- ①用地先行取得の際、地方公共団体の負担がありません。
- ②地方公共団体の補助金等の事務手続きが軽減されます。
- ③一般財源部分は、割賦償還が可能です。

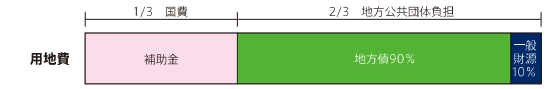


- ・用地費の場合 償還期間20年(5年据置)、無利子
- ・施設費の場合 償還期間15年(2年据置)、国土交通大臣が定める年率

国からの出資金(無利子)により公園部分については、100%充当し用地購入費を立て替えます。(市街地部分の用地購入にも100%充当可能)

UR都市機構が直接施行により、設計、施工、補助金の事務手続きなどを行います。

地方公共団体になり代わりUR都市機構が補助金の申請及び交付を受けます。



※起債地方負担90%は令和6年度における起債充当率
※計画策定支援に要する費用は別途協議

UR都市機構は地方公共団体と一体となって「こどもまんなかまちづくり」を推進します

UR都市機構は、まちづくりのコーディネーター、市街地整備と一体的な公共施設整備のノウハウを活かし、地方公共団体が目指す「こどもまんなかまちづくり」の推進に貢献します。これまで、こどもや子育て当事者の意見を反映した公園計画や、こども・子育て支援施設と一体的な公園整備の実績があります。

■桜の森公園(三重県鈴鹿市)

親子が参加するワークショップでアイデアを出し合って公園計画を作成し、未就学児向けの「ちびっこ広場」を整備しました。

I 公園計画の策定



親子参加のワークショップ

II 公園整備



ワークショップの意見を反映して整備した「ちびっこ広場」

■安満遺跡公園(大阪府高槻市)

パークセンター内に、企業が運営する全天候型「子どもの遊び施設」を誘致しました。隣接する市街地には、高槻市が運営する「認定こども園」や「こども保険センター」を誘致しました。

I 市街地整備



認定こども園と子ども保健センター

II 公園施設



左：パークセンター
右：全天候型の「子どもの遊び施設」
(株)ボーネルンド提供